

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則

- 福島県税条例施行規則の一部を改正する規則 一
- 福島県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則 五
- 福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則 八
- 福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則 二

規 則

福島県税条例施行規則の一部を改正する規則、福島県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則、福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第四十号

福島県税条例施行規則の一部を改正する規則

福島県税条例施行規則（昭和二十九年福島県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第八十八条の見出し中「第四十条の十六の七」を「第四十条の十六の八」に改め、同条中「第四十条の十六の七第二項」を「第四十条の十六の八第二項」に改める。

第八十九条中「第四十条の十六の七第一項」を「第四十条の十六の八第一項」に、

「（法第七十三条の二十七の四第二項及び法第七十三条の二十七の六第二項）を」、「法第七十三条の二十七の四第三項（法第七十三条の二十七の五第二項及び法第七十三条の二十七の七第二項）」に、「第七十三条の二十七の五第三項」を「第七十三条の二十七の

六第三項」に改める。
第十八号の四様式を次のように改める。

第十八号の八様式中「第18号の8様式」を「第18号の8様式
換前着字整理簿」に改める。
第十八号の十二様式を次のように改める。

第 1 8 号 の 1 2 様 式 (第30条関係)

滞 納 処 分 停 止 整 理 簿

滞納者	住(居)所	調 査 時 間	課 税 時 間	業 種	調 査 時 間	課 税 時 間	調 査 員	停 止 番 号	納 入 義 務 消 滅 事 項		
										納 入 時 間	納 入 時 間
整理番号	年 度	期 別	税 目	納 入 限 10日経過日	税 額 円	延 滞 金 円	加 算 金 円	滞 納 分 円	計	納 入 義 務 消 滅 事 項	欠 年 月 日
				• • •	円	地方税法に よる金額	円	円	計	法第15条の7 法第4項(第5項)	• • •
				• • •							• • •
				• • •							• • •

				• • •							• • •		
				• • •							• • •		
				• • •							• • •		
合 計	件												
停止の事由	法第15条の7 第1項第 号該当									事後調 査して 未事項	年 月 日	調 査 結 果	調 査 員
											承認 年 月 日	停止年月日	取消年月日

第二十五号様式その二からその四までの様式中「が、督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納県税」を削る。

第三十四号様式中「が、督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納県税に係る徴収金」を削る。

第三十五号様式、第三十八号の五様式及び第三十九号の二様式その一中「が、督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納県税」を削る。

第八十七号様式その三及びその四並びに第八十八号様式中「滞納税 上界税」を「滞納税」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第八十八条及び第八十九条の改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県税条例施行規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(税 務 課)

福島県規則第四十一号

福島県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則

福島県税特別措置条例施行規則（昭和三十八年福島県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（その二）を次のように改める。

(その2)

課 税 免 除 個人事業税 申請書 不均一課税					
課 税 免 除 の 要 件	業 種		製造品目等①	※ F—	
	地区又は地域内における事務所又は事務所の所在地②				
	新（増）設設備の種類③				
	新（増）設設備を事業の用に供した年月日		年	月	日
	新（増）設に係る一の生産設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額④		円		
	新（増）設設備に係る増加雇用者数（日々雇い入れられる者を除く。）⑤		人		
課税免除（不均一課税）を受ける課税年度		年度	申告区分	確定 ・ 修正	
<p style="text-align: right;">課 税 免 除</p> <p>上記の県税について、福島県税特別措置条例第 条の規定による</p> <p style="text-align: right;">不均一課税</p> <p>を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 Ⓜ</p> <p style="text-align: center;">電 話 局 番</p> <p>福島県 地方振興局長</p>					

添付書類

- 1 付表1 固定資産明細書
- 2 付表3 課税免除
不均一課税 の比率の計算書
- 3 課税免除又は不均一課税に係る事務所又は事業所全体の建物、施設等の見取図
(配置図を含む。)
- 4 青色申告の写し
- 5 その他参考となる書類

記載上の注意

- 1 ①欄は、製造業にあつては製造品目について、その他の業種にあつては取扱品目について具体的に記載すること。
- 2 「※」欄は、記載しないこと。
- 3 ②欄は、生産設備を有する事務所又は事業所の所在地を記載すること。
- 4 ③欄は、新(増)設設備に係る種類のうち、主要なものについて記載すること。
- 5 ④欄は、付表1の取得価額の合計額を記載すること。
- 6 ⑤欄は、製造業以外の業種の場合において、当該設備を事業の用に供したことに伴って増加する雇用者の数を記載すること。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県税特別措置条例施行規則様式第一号（その二）による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（税 務 課）

福島県規則第四十二号

福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則の

一部を改正する規則

福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則（平成二十四年福島県規則第五十号）の一部を次のように改正する。
様式第一号（その二）を次のように改める。

様式第1号

(その1)

個人事業税課税免除申請書				
課 税 免 除 の 要 件	区分	特区法第37条第1項 特区法第39条第1項	事業内容①	※ F—
	新（増）設に係る対象施設等の所在地②			
	新（増）設に係る対象施設等の種類③			
	新（増）設に係る対象施設等を事業の用に供した年月日	年 月 日		
	新（増）設に係る対象施設等を構成する減価償却資産の取得価額の合計④	円		
課税免除を受ける課税年度	年度	申告区分	確定 ・ 修正	
<p>上記の県税について、福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例第2条の規定による課税免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者 住 所</p> <p>氏 名 ⑤</p> <p>電 話 局 番</p> <p>福島県 地方振興局長</p>				

添付書類

- 1 付表 1 固定資産明細書
- 2 付表 3 課税免除の比率の計算書
- 3 課税免除に係る対象施設等全体の見取図（配置図を含む。）
- 4 課税免除に係る東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第69号）第10条第3項に規定する指定書の写し
- 5 その他参考となる書類

記載上の注意

- 1 「区分」欄は、指定事業者に関する区分を丸で囲むこと。
- 2 ①欄は、指定書に記載された復興推進事業の内容を記載すること（例・・・水産食料品製造業、建築物整備事業等）。
- 3 ※印の欄は、記載しないこと。
- 4 ②欄は、復興推進事業を行う事業所で事業の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物等を設置する住所を全て記載すること。
- 5 ③欄は、事業の用に供する新（増）設に係る対象施設等の種類のうち、主要なものについて記載すること。
- 6 ④欄は、付表 1 の取得価額の合計額を記載すること。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則様式第一号（その一）による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（税 務 課）

福島県規則第四十三号

福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税の課税免除に関する条例施行規則（平成二十五年福島県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。
様式第一号（その一）を次のように改める。

様式第1号

(その1)

個人事業税課税免除申請書				
課 税 免 除 の 要 件	区 分	企業立地促進区域 避難解除区域等	事業内容①	※ F—
	新（増）設に係る対象施設等の所在地②			
	新（増）設に係る対象施設等の種類③			
	新（増）設に係る対象施設等を事業の用に供した年月日			年 月 日
課税免除を受ける 課税年度	年度	申告区分	確定 ・ 修正	
<p>上記の県税について、福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税の課税免除に関する条例第2条の規定による課税免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">電 話 局 番</p> <p>福島県 地方振興局長</p>				

添付書類

- 1 付表 1 固定資産明細書
- 2 付表 3 課税免除の比率の計算書
- 3 課税免除に係る企業立地施設等又は復興再生施設等全体の見取図(配置図を含む。)
- 4 福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第20条第3項の規定に基づく認定書の写し(企業立地促進区域に係る申請に限る。)
- 5 その他参考となる書類

記載上の注意

- 1 「区分」欄は、該当する区分を○で囲むこと。
- 2 ①欄は、区分欄が企業立地区域である場合のみ、認定された避難解除等区域復興再生推進事業実施計画における事業の名称を記載すること。
- 3 ※印の欄は、記載しないこと。
- 4 ②欄は、付表 1 の企業立地施設等又は復興再生施設等の設置する住所を全て記載すること。
- 5 ③欄は、付表 1 の企業立地施設等又は復興再生施設等の種類のうち、主要なものについて記載すること。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税の課税免除に関する条例施行規則様式第一号（その一）による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（税 務 課）